

審査基準（公表用）

所属部（局）・課（室） 総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法令名	学校教育法			法令の番号	昭和22年法律第26号				
許認可等の種類	私立専修学校の課程の設置認可			根拠条項	第130条				
審査基準	<p>私立専修学校が新たな課程を設置する場合及び目的の変更の認可の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。</p> <p>新たな課程の設置及び目的の変更について 専修学校が新たな課程を設置する場合及び目的の変更を行う場合は、私立専修学校の設置認可5から10を準用する。 なお、目的の変更には分野の変更、新設も含む。</p>								
	受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間	90日	整理番号
							標準経由期間	日	